相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都立川市砂川町八丁目一四番地七、最後の住所東京都立川市砂川町八丁目一四番地の七　被相続人　亡　福士　通世

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月十一日

東京都立川市曙町二丁目三一番一五号日住金立川ビル四階西東京共同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　岡垣　豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県柏崎市東学校町一六六三番地、最後の住所新潟県柏崎市以下不詳　被相続人　亡　山田　冨藏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月十一日

事務所新潟県長岡市幸町一丁目一番一〇号幸町ビル二階

相続財産管理人　髙橋　信行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県越前市塚町第六六号一番地一、最後の住所福井県越前市塚町第六六号一番地の一　被相続人　亡　太田　保

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月十一日

事務所　福井市春山一丁目四番一一号春山ビル二階

相続財産管理人　弁護士　服部　宏和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市中村区元中村町三丁目五二番地、最後の住所愛知県名古屋市中村区元中村町三丁目五二番地の八　被相続人　亡　大羽　善一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月十一日

愛知県名古屋市中区丸の内三―一八―二八ＫＳビル六階弁護士法人後藤・太田・立岡法律事務所

相続財産管理人　弁護士　太田　成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県三豊市詫間町箱六八五番地、最後の住所大阪府高槻市上土室一丁目一〇番六―八〇九号　被相続人　亡　川﨑　忠良

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月十一日

大阪市浪速区元町一―五―七ナンバプラザビル八階八〇二

相続財産管理人弁護士　奥山　泰行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県福山市若松町三九〇番地一、最後の住所広島県福山市千田町三丁目一番一〇号　被相続人　亡　寶龍　美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月十一日

広島県福山市手城町一丁目一三番一九号

相続財産管理人　渡辺　福己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県徳島市八万町川南一五二番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　谷　浩一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月十一日

徳島市八万町内浜一五一番地の七

相続財産管理人　片山　朝生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高岡郡佐川町永野二六〇二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　竹内　義廣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月十一日

高知県高岡郡佐川町甲一二四九番地二三

相続財産管理人　司法書士　田中　勇

任意清算公告

当社は、平成二十三年五月二十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年七月十一日

北九州市八幡西区陣原四丁目一一番一二号

芹田海運合資会社

清算人　原田　英明

債権申出の催告（第一回）

当確定給付企業年金は、平成二十三年三月三十一日厚生労働大臣の承認により終了したので、当確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

平成二十三年七月十一日

千葉県八千代市大和田新田四五六番地一一三

ニチレイグループ確定給付企業年金

清算人　箕浦　聡司

家畜商営業保証金取戻し公告

家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則第八条の規定により左記の者それぞれ当該記載により営業保証金の取戻しをしようとするので本公告をする。当該保証金につき家畜商法第十条の四第一項の権利を有する者は、本公告の翌日から六ヶ月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該登録都道府県知事に提出されたい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻される。

平成二十三年七月十一日

左記代理人　社団法人　日本家畜商協会

会長　髙橋　勝

住所　北海道富良野市住吉町五番七〇号
氏名　田盛　郁雄
住所　北海道中川郡美深町字敷島二一三の六
氏名　佐藤　孝一
住所　岩手県紫波郡紫波町南日詰字箱清水一六四の二
氏名　髙橋　惣平
住所　岩手県奥州市江刺区前田町一の一三
氏名　安彦　清
住所　岩手県奥州市胆沢区若柳字愛宕五二一
氏名　佐々木　昇
住所　宮城県古川市駅前大通り一の四の二九
氏名　小出　強
住所　宮城県桃生郡鳴瀬町西福田字筒の山一三一
氏名　車塚　秀雄
住所　宮城県桃生郡矢本町小松字上前柳一六三
氏名　髙橋　眞一
住所　秋田県秋田市河辺和田字式田八一
氏名　三浦チエ子
住所　秋田県横手市雄物川町大沢字大沢一八
氏名　斉藤　憲一
住所　秋田県由利本荘市矢島町川辺字沢内一九
氏名　佐々木　斉
住所　山形県東根市東根甲六六五
氏名　松田　政美
住所　東根市東根甲六六五
氏名　松田　純二
住所　北海道札幌市中央区南七条西一七の一の三八光マンション三号
氏名　今野　清
住所　茨城県那珂市鴻巣二五八七
氏名　宮本　昇七
住所　茨城県常陸太田市真弓町七四三の一
氏名　安島　芳三
住所　茨城県鉾田市阿玉一四八三
氏名　片岡　正己
住所　茨城県守谷市立沢二〇五三―三
氏名　小中　武夫
住所　茨城県下妻市柳原二五〇―四
氏名　鈴木四万男
住所　群馬県前橋市下阿内町三五七
氏名　岡本　哲也
住所　群馬県前橋市勝沢町七一五
氏名　鈴木　福寿